

株 主 各 位

株式会社いなげや  
代表取締役社長 本杉 吉員

第76回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料の一部訂正について

株主の皆様へ提供いたしました当社「第76回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」につきまして、記載事項の一部に訂正がございます。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】（訂正箇所に下線を付しております。）

51 ページ 事業報告

1. 当社グループの現況に関する事項  
(1) 事業の経過および成果

(訂正前)

以上の結果、営業利益は29億31百万円(同54.3%増)、経常利益は28億92百万円(同32.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は17億28百万円(前期は21億5百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

(訂正後)

以上の結果、営業利益は29億31百万円(同54.3%増)、経常利益は28億92百万円(同32.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億97百万円(前期は21億5百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

1. 当社グループの現況に関する事項  
 (5) 財産および損益の状況の推移

(訂正前)  
 [連結]

区 分	2021年3月期 第73期	2022年3月期 第74期	2023年3月期 第75期	2024年3月期 第76期(当期)
営業収益 (百万円)	265,917	251,417	248,546	261,486
売上高 (百万円)	255,637	240,877	237,953	250,594
営業利益 (百万円)	6,982	3,525	1,899	2,931
経常利益 (百万円)	7,290	3,880	2,184	2,892
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△) (百万円)	4,124	2,399	△2,105	<u>1,728</u>
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	88.98	51.77	△45.43	<u>37.30</u>
純資産 (百万円)	55,533	56,886	54,980	<u>57,247</u>
総資産 (百万円)	99,064	98,698	97,451	102,320
1株当たり純資産額 (円)	1,174.24	1,202.24	1,160.26	<u>1,208.12</u>

(注) 前連結会計年度において、提出会社である株式会社いなげやにおいて、繰延税金資産の取り崩しに誤りがあり過年度に遡って訂正をいたしましたので訂正後の数値で記載しております。

(訂正後)  
 [連結]

区 分	2021年3月期 第73期	2022年3月期 第74期	2023年3月期 第75期	2024年3月期 第76期(当期)
営業収益 (百万円)	265,917	251,417	248,546	261,486
売上高 (百万円)	255,637	240,877	237,953	250,594
営業利益 (百万円)	6,982	3,525	1,899	2,931
経常利益 (百万円)	7,290	3,880	2,184	2,892
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△) (百万円)	4,124	2,399	△2,105	<u>497</u>
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	88.98	51.77	△45.43	<u>10.73</u>
純資産 (百万円)	55,533	56,886	54,980	<u>56,016</u>
総資産 (百万円)	99,064	98,698	97,451	102,320
1株当たり純資産額 (円)	1,174.24	1,202.24	1,160.26	<u>1,181.55</u>

(注) 前連結会計年度において、提出会社である株式会社いなげやにおいて、繰延税金資産の取り崩しに誤りがあり過年度に遡って訂正をいたしましたので訂正後の数値で記載しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	44,119	流 動 負 債	34,490
現金及び預金	6,482	買掛金	19,332
売掛金	9,518	電子記録債務	233
有価証券	8,600	1年内償還予定の社債	523
商品及び製品	9,990	1年内返済予定の長期	1,548
仕掛品	7	借入金	450
原材料及び貯蔵品	177	リース債務	802
関係会社預け金	5,000	未払法人税等	409
その他	4,344	未払消費税等	2,114
固 定 資 産	58,152	賞与引当金	18
有形固定資産	33,410	役員賞与引当金	96
建物及び構築物	12,266	ポイント引当金	2,524
土地	16,455	契約負債	154
リース資産	1,160	資産除去債務	6,280
建設仮勘定	263	その他	10,582
その他	3,264	固 定 負 債	1,689
無形固定資産	1,871	社債	2,214
投資その他の資産	22,870	長期借入金	1,077
投資有価証券	10,273	リース債務	42
長期貸付金	10	繰延税金負債	19
繰延税金資産	945	株式給付引当金	39
退職給付に係る資産	1,747	役員株式給付引当金	656
差入保証金	9,378	退職給付に係る負債	3,793
その他	532	資産除去債務	1,049
貸倒引当金	△16	その他	
繰延資産	48	負 債 合 計	45,073
社債発行費	48	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	50,298
		資本金	8,981
		資本剰余金	13,598
		利益剰余金	33,981
		自己株式	△6,263
		その他の包括利益累	5,697
		計 額	5,076
		その他有価証券評価差	620
		額 金	
		退職給付に係る調整累	1,251
		計 額	
		非支配株主持分	
		純 資 産 合 計	57,247
資 産 合 計	102,320	負 債 純 資 産 合 計	102,320

(訂正後)

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	44,119	流 動 負 債	34,490
現金及び預金	6,482	買掛金	19,332
売掛金	9,518	電子記録債務	233
有価証券	8,600	1年内償還予定の社債	523
商品及び製品	9,990	1年内返済予定の長期	1,548
仕掛品	7	借入金	450
原材料及び貯蔵品	177	リース債務	802
関係会社預け金	5,000	未払法人税等	409
その他	4,344	未払消費税等	2,114
固 定 資 産	58,152	賞与引当金	18
有形固定資産	33,410	役員賞与引当金	96
建物及び構築物	12,266	ポイント引当金	2,524
土地	16,455	契約負債	154
リース資産	1,160	資産除去債務	6,280
建設仮勘定	263	その他	11,814
その他	3,264	社債	1,689
無形固定資産	1,871	長期借入金	2,214
投資その他の資産	22,870	リース債務	1,077
投資有価証券	10,273	繰延税金負債	1,274
長期貸付金	10	株式給付引当金	19
繰延税金資産	945	役員株式給付引当金	39
退職給付に係る資産	1,747	退職給付に係る負債	656
差入保証金	9,378	資産除去債務	3,793
その他	532	その他	1,049
貸倒引当金	△16	負 債 合 計	46,304
繰延資産	48	純 資 産 の 部	
社債発行費	48	株 主 資 本	49,066
		資本金	8,981
		資本剰余金	13,598
		利益剰余金	32,750
		自己株式	△6,263
		その他の包括利益累	5,697
		計 額	5,076
		その他有価証券評価差	620
		額	
		退職給付に係る調整累	1,251
		計 額	
		非支配株主持分	56,016
		純 資 産 合 計	102,320
資 産 合 計	102,320	負 債 純 資 産 合 計	102,320

連結損益計算書

(自 2023 年 4 月 1 日)  
(至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
[営業収益]		[261,486]
売上高		250,594
売上原価		180,844
売上総利益		69,749
営業収益		10,892
営業総利益		80,642
販売費及び一般管理費		77,710
営業利益		2,931
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	184	
助成金収入	37	
受取手数料	107	
固定資産受贈	7	
その他	54	417
営業外費用		
支払利息	55	
社債発行費	11	
支払手数料	365	
貸倒引当金繰入	16	
その他	7	456
経常利益		2,892
特別利益		
投資有価証券売却益	440	
受取補償金	117	558
特別損失		
固定資産処分損失	25	
減損損失	722	
その他	39	787
税金等調整前当期純利益		2,663
法人税、住民税及び事業税	694	
法人税等調整額	192	887
当期純利益		1,776
非支配株主に帰属する当期純利益		47
親会社株主に帰属する当期純利益		1,728

(訂正後)

## 連結損益計算書

(自 2023 年 4 月 1 日)  
(至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
[営業収益]		[261,486]
売上高		250,594
売上原価		180,844
売上総利益		69,749
営業収入		10,892
営業総利益		80,642
販売費及び一般管理費		77,710
営業利益		2,931
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	184	
助成金収入	37	
受取手数料	107	
固定資産受贈益	7	
その他	54	417
営業外費用		
支払利息	55	
社債発行費	11	
支払手数料	365	
貸倒引当金繰入	16	
その他	7	456
経常利益		2,892
特別利益		
投資有価証券売却益	440	
受取補償金	117	558
特別損失		
固定資産処分損失	25	
減損損失	722	
その他	39	787
税金等調整前当期純利益		2,663
法人税、住民税及び事業税	694	
法人税等調整額	1,423	2,118
当期純利益		544
非支配株主に帰属する当期純利益		47
親会社株主に帰属する当期純利益		497

連結株主資本等変動計算書

（自 2023 年 4 月 1 日）  
（至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,981	13,598	33,898	△6,266	50,211
誤謬の訂正による累積的影響額			△948		△948
誤謬の訂正を反映した当期首残高	8,981	13,598	32,949	△6,266	49,262
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△696		△696
親会社株主に帰属する当期純利益			<u>1,728</u>		<u>1,728</u>
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			0	3	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	<u>1,032</u>	3	<u>1,035</u>
当 期 末 残 高	8,981	13,598	<u>33,981</u>	△6,263	<u>50,298</u>

	その他の包括利益累計額			非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	4,213	299	4,512	1,205	55,929
誤謬の訂正による累積的影響額					△948
誤謬の訂正を反映した当期首残高	4,213	299	4,512	1,205	54,980
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△696
親会社株主に帰属する当期純利益					<u>1,728</u>
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	863	321	1,184	46	1,231
当期変動額合計	863	321	1,184	46	<u>2,266</u>
当 期 末 残 高	5,076	620	5,697	1,251	<u>57,247</u>

(訂正後)

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023 年 4 月 1 日  
至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,981	13,598	33,898	△6,266	50,211
誤謬の訂正による累積的影響額			△948		△948
誤謬の訂正を反映した当期首残高	8,981	13,598	32,949	△6,266	49,262
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△696		△696
親会社株主に帰属する当期純利益			497		497
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			0	3	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△199	3	△195
当 期 末 残 高	8,981	13,598	32,750	△6,263	49,066

	その他の包括利益累計額			非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	4,213	299	4,512	1,205	55,929
誤謬の訂正による累積的影響額					△948
誤謬の訂正を反映した当期首残高	4,213	299	4,512	1,205	54,980
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△696
親会社株主に帰属する当期純利益					497
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	863	321	1,184	46	1,231
当期変動額合計	863	321	1,184	46	1,035
当 期 末 残 高	5,076	620	5,697	1,251	56,016



(訂正前)

1株当たり純資産額	<u>1,208円12銭</u>
1株当たり当期純利益	<u>37円30銭</u>

(訂正後)

1株当たり純資産額	<u>1,181円55銭</u>
1株当たり当期純利益	<u>10円73銭</u>

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社いなげや  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 木 崇 央  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社いなげやの 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いなげや及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024 年 4 月 18 日開催の取締役会において、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことについて決議し、同日付で株式交換契約を締結している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024 年 4 月 18 日付で株式会社ウェルパークの全株式を譲渡する株式譲渡契約を締結している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

株式会社いなげや  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 木 崇 央  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社いなげやの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いなげや及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月18日開催の取締役会において、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことについて決議し、同日付で株式交換契約を締結している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月18日付で株式会社ウェルパークの全株式を譲渡する株式譲渡契約を締結している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部署及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、監査室及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社 いなげや 監査役会

常勤社外  
監査役 山本 雅一 ⑩

常勤監査役 高柳 健一郎 ⑩

社外監査役 篠崎 正巳 ⑩

社外監査役 牧野 宏司 ⑩

(訂正後)

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部署及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、監査室及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月21日

株式会社 いなげや 監査役会

常勤社外  
監査役 山本 雅一 ⑩

常勤監査役 高柳 健一郎 ⑩

社外監査役 篠崎 正巳 ⑩

社外監査役 牧野 宏司 ⑩